

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件契約に係る入札案内（公告）において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者と対象とする。

- (1) 知事の審査を受け、令和 2・3・4 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後概ね 1 時間で保守職員を派遣できること。

3 入札の日時及び場所

別記 2 のとおり。

4 入札手続に関する注意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、質疑事項がある場合は、別記 5 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。
- (4) 書類の文字及び印影は、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、又は押印しなければならない。（鉛筆書きによる記載は不可）
- (5) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑及び保存性のないインク等の使用は認めない。ただし、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (7) 入札書の金額を訂正することはできない（金額を訂正する場合は、新たな入札書に記載すること。）。また、入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしなければならない。
- (8) 提出した入札書及び委任状は、返還、引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 入札執行者は、必要と認める場合は、当該入札の執行を中止し若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において、入札執行者は、入札者の損害に対する責めを負わないものとする。

(10) 入札金額は、当該入札に付する業務に係る一切の諸経費を含めて見積るものとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に複写枚数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 開札会場における注意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添単価契約書(案)、仕様書、会計規則、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、本件仕様書等について疑義がある場合は、別記5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならない。加入電話、電報、テレコピー、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書受領の日時及び場所は、別記2のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 入札金額
 - イ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札参加者又は代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (8) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (13) 入札金額は、当該入札に付する業務に係る一切の諸経費を含めて見積るものとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に複写枚数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (14) 入札参加者又はその代理人は、別添単価契約書(案)及び仕様書の内容を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は、別記3のとおり。
- (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(16)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (20) 入札会場において次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (21) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (22) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として再度の入札を執行するものとする。3回の入札に落札者がいない場合には、希望者により見積書を徴し、随意契約に付し、予定価格以内で最低価格の見積もり者と契約を締結する。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、異議の申立てはできないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき(関与した全ての入札が無効)。
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき(関与した全ての入札が無効)。
- (4) 入札書の入札金額を訂正して入札したとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合において、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書及び委任状において、契約等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な手続要件を備えていないとき。
- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められるとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められるとき。
- (12) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときには、入札事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場で告知するものとする。
- (4) 入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書及び契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退届又は入札書に明記し、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、入札を辞退した入札者は、以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず落札者が押印し、さらに学校長がその送付を受けて押印するものとする。落札者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約者が契約の相手方と契約書に記名・押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

単価契約書（案）のとおり。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

(2) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定による。

10 入札参加資格確認に関する事項

別記 4 のとおり。

11 その他の事項

- (1) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。
- (2) 入札関係書類の交付は、ホームページからのダウンロードによるほか、別記 5 の場所で交付する。
- (3) 入札に関する問い合わせ先は、別記 5 のとおりとする。

別記

1 入札に付する事項

(1) 件名 乾式電子複写機複写サービス単価契約

(2) 契約対象及び予定数量

契約対象：乾式電子複写機（モノクロ）1台に係る複写サービス

予定数量：約2,900枚/月

なお、予定数量は令和2・3・4年度の使用実績に基づく見込み数量であり、契約期間の複写枚数を保証するものではない。

(3) 契約期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

(4) 設置場所 愛媛県立川之石高等学校 本館1階 事務室

(5) 契約内容 単価契約書（案）のとおり

(6) 入札方法

入札は、1枚当たりの単価で行う。（単価は、小数点第二位までとする。）

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に複写枚数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の受領日時及び場所等

日時：令和5年2月1日（水）～令和5年2月3日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の午前8時15分から午後4時45分までをいう。）に上記の場所へ持参して提出すること。

場所：愛媛県立川之石高等学校 事務室

3 開札の日時及び場所

日時：令和5年2月6日（月）午前10時00分

場所：愛媛県立川之石高等学校 北教棟1階 第2応接室

4 入札参加資格確認に関する事項

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

(1) 必要書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 代理店（販売店）証明書（※代理店（販売店）の場合のみ）

ウ 納入実績証明書

エ 機器構成表（定価等証明書）

オ 仕様確認書

カ 事業所及び保守体制に関する報告書

キ 入札（契約）保証金免除申請書（※任意）

ク 選定機種のカatalog等

(2) 提出期限及び提出先

令和5年1月27日（金）午後4時45分までに、

持参又は郵送（期限必着）により提出する。

提出先：愛媛県立川之石高等学校 事務室

〒796-0201 愛媛県八幡浜市保内町川之石1番耕地112番地

(3) 入札参加の可否について

提出された入札参加資格確認申請書の内容を確認し、入札参加の可否について、令和5年1月31日（火）午後4時45分までに申請者に電話にて通知する。

5 入札関係書類交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立川之石高等学校 事務室（担当：仲本）

〒796-0201 愛媛県八幡浜市保内町川之石1番耕地112番地

電話(0894) 36-0550

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※ 指定金融機関等は別紙のとおり

(2) 入札保証金の額

入札参加者が見積もる契約金額（月額賃貸借料の金額）の100分の5以上が必要です。

（例）入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left. \begin{array}{l} 1,000,000 \text{ 円} \times 110/100 = 1,100,000 \text{ 円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000 \text{ 円} \times 5/100 = 55,000 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right\}$$

(3) 納付期限及び方法

ア 入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

イ 金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

ウ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

エ 落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

イ 過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある場合は、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出することにより、入札（契約）保証金が免除される場合があります。

2 契約保証金

落札者は、契約金額の10分の1以上の額の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	三井住友信託銀行株式会社
	観音寺信用金庫

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。